

## ガス事業総合法案の骨子（案）

平成十年十月七日  
L P ガス懇話会

### 一 法案の根幹條項

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、ガス事業の運営を総合的に調整することにより、ガスの使用者の利益を保護し、及びガス事業の健全な発展を図るとともにガスの生産、流通及び消費に係る施設の維持及び運用（並びにガス用品の製造及び販売）を規制することにより、公共の安全を確保することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「ガス事業」とは、一般の需用に応じガスを供給する事業をいう。

2 この法律において「ガス施設」とは、ガスの供給のため必要なガス発生設備、ガス精製設備、ガス貯層、排送機、圧送機、整圧器、導管、容器（高圧ガス保安法（昭和二十四年法律第二百四号）に規定する容器をいう。以下同じ。）その他の工作物及びこれらの附属設備であつて、ガス事業の用に供するものをいう。

3 この法律において「ガス用品」とは、主として一般消費者等（ガスを燃料（自動車用のものを除く。以下同じ。）として生活の用に供する一般消費者及びガスの消費の態様が一般消費者が燃料として生活の用に供する場合に類似している者であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）がガスを消費する場合に用いられる機械、器具又は材料（一般消費者等が消費するガスの供給に用いられるものを含む。）であつて政令で定めるものをいう。

#### 第二章 ガス事業

##### （ガス事業の登録）

第三条 ガス事業を営むとする者は、次の各号のすべて又は又はいずれかの二若しくは一の供給態様に該当するときは、その営業する区域が二以上の都道府県を超える場合にあっては、通商産業大臣の、一の都道府県内にある場合にあっては、当該営業区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

- 一 導管によりガスを供給する事業（次号に規定する事業を除く。以下「地域ガス事業」という。）
  - 二 一の団地内において容器又は通商産業省令で定める技術上の基準に適合する貯槽並びにこれらの設備内において発生するガスの集合装置及び当該設備に附属する気化装置において発生するガスを導管により供給する事業（以下「地点ガス事業」という。）
  - 三 容器に充てんされているガスを使用者に現に引き渡し、その消費されたガスのみについて代金を受領する事業又は容器に充てんされているガスを使用者に供給する事業（以下「戸別ガス事業」という。）
- 2 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
  - 二 営業区域の範囲（地点ガス事業にあつては、団地内の供給地点の数を含む。）
  - 三 ガス発生設備及びガス貯槽にあつては、これらの位置及び構造並びに通商産業省令で定める導管にあつては、その設置の場所及び内容並びに導管内のガスの圧力
  - 四 ガス事業の実施においてガスの使用者の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者に対しその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置
- 3 前項の申請書には、営業区域の図面、第五条第一項各号（登録拒否条項）のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第四条 通商産業大臣又は都道府県知事は、前条第二項の登録申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号及び第二号の事項並びに登録の年月日及び登録番号を通商産業省令で定める供給態様の区分に従い、ガス事業者登録簿に登録しなければならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 何人も、通商産業大臣又は都道府県知事に対し、ガス事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

（登録の拒否）

第五条 （略）

（登録行政庁の変更の場合における届出等）

第六条 (略)

(標識の表示)

第七条 (略)

(氏名等の変更)

第八条 第三条第一項の登録を受けた者(以下「ガス事業者」という。)は、同条第二項各号の事項を変更したときは、遅滞なく、その登録をした通商産業大臣又は都道府県知事に届けなければならない。

(承継)

第九条 (略)

(廃止の届出)

第十条 (略)

(登録の失効)

第十一条 (略)

(登録の取消)

第十二条 (略)

(取消の消除)

第十三条 (略)

### 第三章 業務

(供給契約に伴う措置)

第十四条 ガス事業者は、ガスの供給契約の締結に際して、料金その他の供給条件が次の各号に適合するよう定め、その内容を記載した書面をガスの使用者に交付しなければならない。当該交付した書面の記載した事項を変更したときは、当該変更した部分についても、同様とする。

一 料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。

二 ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びにガスメーター、導管その他の設備に関する費用の負担の額及び方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けたガス事業者が前項の規定に違反した場合においては、当該ガス事業者に対し、同項の規定による書面を交付し、又は同項各号に掲げる事項を記載した書面を再交付すべきことを命ずることができる。

3 ガス事業者は、地域ガス事業又は地点ガス事業の場合において、供給地点が通商産業省令で定める規模を超えるときは、規程、約款等の附合契約により、ガスの販売を行うことができる。この場合においては、通商産業省令で定める手続きに従い、ガスの使用者に対し十分な周知期間を設けなければならない。

(勧告等)

第十五条 通商産業大臣は、ガス事業者の事業の遂行において前条第一項各号の規定に違反すると認められ、ガスの使用者の利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、当該ガス事業者に対し、事態の改善のための必要な措置を勧告することができる。

2 通商産業大臣は、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該ガス事業者に対し事業の運営に関し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

一 ガス事業者の事業の運営が著しく不相当であるため、他のガス事業者の正常な運営を阻害し、ガスの使用者の利益を害し、又は害するおそれがあるとき。

二 地域ガス事業又は地点ガス事業に係るガス事業者であつて、供給地点が通商産業省令で定める規模を超えるもののガスの料金その他の供給条件が当該地域又は地点における他のガス事業者の事業活動を制限し、又は排除するおそれのある事態が生ずることにより、又は社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、ガスの使用者の利益を害し、又は害するおそれがあることにより公共の利益を阻害するおそれがあるとき。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による勧告をした場合において、当該ガス事業者が正当な事由なく、勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(規格適合義務)

第十六条 ガス事業者は、その供給するガスが液化石油ガス（プロパン、ブタンその他政令で定める炭化水素を主成分とするガスを液化したもの）（その充てんされた容器内又はその容器に附属する気化装置内において気化したものを含む。以下同じ。）である場合にあつては、液化石油ガスの規格として通商産業省令で定めるものに適合しない液化石油ガスを、その他のガスである場合にあつては、そのガスの熱量、圧

力、燃焼性及び成分についてそれぞれ通商産業省令で定める基準に適合しないガスを供給してはならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、ガス事業者が前項の規定に違反した場合において、その供給したガス災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該ガス事業者に対し、その供給に係るガスによる災害の発生防止に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### 第四章 保安

##### 第一節 ガス施設

###### (ガス施設の維持等)

第十七条 ガス事業者は、ガス施設を通商産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、ガス施設が前項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該ガス事業者に対し、その技術上の基準に釘号するようにガス施設を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその市欧を一次停止すべきことを命じ、阿多はその使用を制限することができる。

3 通商産業大臣又は都道府県知事は、災害の発生防止のため緊急の必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、そのガス施設を移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、若しくはその使用を制限し、又はそのガス施設内におけるガスを廃棄すべきことを命じることができる。

###### (ガス成分の検査)

第十八条 地域ガス事業に係るガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その供給するガスの成分のうち、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれのあるものの量が通商産業省令で定める数量を超えていないかどうかを検査し、その量を記録しておくなければならない。

###### (保安教育)

第十九条 ガス事業者は、その従業員に保安教育を施さなければならない。

###### (業務主任者)

第二十条 (略)(注・ガス事業法の「ガス主任技術者」と液石法の「業務主任者」(高压ガス保安法の「販売主任者」を含む。))とを統合する。  
このため、両制度の調整措置及び経過規定を附則で定める。)

## 第二節 消費設備等

(消費設備に関する通知及び調査)

第二十一条 ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具(附属装置を含む。以下この条において同じ。)を使用する者に対し、ガスの使用に伴う危険の発生防止に必要な事項を周知させなければならない。

2 ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その供給するガスに係る前項の機械又は器具が通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうか調査しなければならない。ただし、当該機械又は器具を設置し、又は使用する場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

3 ガス事業者は、前項の規定による調査の結果、第一項の機械又は器具が前項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするべき措置及びその措置をとらなかった場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。

4 ガス事業者は、その供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その供給するガスの使用者からその事実を通知され、これに対する措置を求められたときは、すみやかにその措置をとらなければならない。自らその事実を知ったときも同様とする。

5 ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより帳簿を備え、第二項の規定による調査及び第三項の規定による通知に関する業務に関し、通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(供給設備に関する通知及び点検)

第二十二条 戸別ガス事業者に係るガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、当該ガス事業の用に供するガスの供給のための設備(船舶内のものを除く。)及びその附属設備であつて、通商産業省令で定めるもの(以下「供給設備」という。)が通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうか点検しなければならない。

2 前項のガス事業者は、動向の規定による点検の結果、供給設備が同項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその供給設備によりガスを供給しているガス事業者に通知しなければならない。

(保安業務の委託)

第二十三条 第二十一条第一項から第四項まで及び前条の規定は、戸別ガス事業に係るガス事業者が第二十五条第一項の認定を受けた者（以下「保安機関」という。）にその認定に係る第二十一条及び前条に該当する業務（以下「保安業務」という。）の全部又は一部について委託しているときは、その委託している業務の範囲内において、その委託に係るガスの使用者については適用しない。

2 前条に規定するガス事業者は、保安業務の全部又は一部について自ら行おうとするときは、第二十五条第一項の認定を受けなければならない。

（保安業務委託の方式）

第二十四条 （略）

（認定）

第二十五条 （略）

第二十六条から第三十四条まで、（略）（注・欠格条項・認定基準・認定の更新・使用者数増加の認可・保安機関の業務等・保安規程・適合命令・認定の取消・準用）

（書面の交付）

第三十五条 戸別ガス事業に係るガス事業者は、一般消費者等とガスの供給契約を締結したときは、遅滞なく次の事項を記載した書面を当該一般消費者等に交付しなければならない。当該交付した書面に記載した事項に変更したときは、当該変更した部分についても、同様とする。

一 ガスの種類

二 ガスの引渡しの方法

三 供給設備及びガスの消費に用いられる機械又は器具（供給設備を除く。）の管理の方法

四 第二十一条第一項に規定する周知の方法及び同条第二項に規定する調査の方法

五 第二十五条第一項の規定により認定を受けた者の氏名又は名称

六 前各号に掲げるもののほか、保安に関し通商産業省令で定める事項

2 前項の規定による書面の交付は、第十四条第一項の規定による書面の交付と一体して行うことを妨げない。

3 第十四条第二項の規定は、第一項の書面の交付に準用する。

（基準適合命令）

第三十六条 通商産業大臣又は都道府県知事は、ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具（附属装置を含む。）が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するよう当該機械又は器具を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

（第五章 ガス用品）

第三十七条 （以下略）（注・製品安全法の検討と軌を一にした整理を目標とする。タイミングが合わない場合は、ガス事業法と液石法の用品規制を一本化し、指定検査機関を統合するとともに対象品目の削減、自主検査への移行を進める。）

第六章 雑則

（報告の徴収）

第三十八条 （略）

（立入検査）

第三十九条 （略）

（公聴会・聴聞）

第四十条 （略）

（苦情の申出）

第四十一条 ガス事業者のガスの供給に関し苦情のある者は、通商産業大臣又は都道府県知事に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

（権限の委任）

第四十二条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に行わせることができる。

第七章 罰則

第四十三条 （以下略）

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(法律の廃止)

2 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第十八号)は廃止する。

二 取扱の検討を要する部分(括弧内は私見)

(一)ガス事業法関係

(イ)ガス工作物規制(工事計画の認可、使用前検査、定期検査、保安規程の作成)(法規制から自主規制へ移行)

(ロ)ガス事業以外のガス供給の取扱い(卸供給事業の認可、ガス事業者以外の者の供給区域内導管供給の届出、準用事業者の規制)

(規制廃止。ただし、準用事業者の保安規制を要する部分があれば、その部分は残置)

(ハ)地方ガス事業調整協議会(廃止)

(ニ)公共用土地の利用、土地の立入、植物の伐採の特例(ガス使用者の利益の保護の観点から規定を存置させる理由付けはありうるのではないか。)

(ホ)ガス施設(ガス工作物)の損壊防止の特別罰則((二)と同様)

(二)液石法関係

(イ)液化石油ガス販売事業者の認定(インセンティブ規制)(液化石油ガス販売業界の質の向上を図る意図は理解できるが、ガス事業総合法においてこの制度がどのように位置付けられるべきか再検討が必要)

(ロ)貯蔵施設等及び充てん設備の許可制(ガス事業総合法における保安規制の位置付けとして設備の維持業務で処理できないものか検討を要する。)

(ハ)液化石油ガス設備工事の規制(自主保安に移行できないか検討を要する。)

(三)高圧ガス保安法関係

ガス事業総合法により高圧ガス保安法の適用は排除することとするが、液化石油ガスが製造される石油精製基地に係る設備については、高圧ガス保安法に適用を排除できるかどうか検討する必要がある。